平成２１年（フ）第２１９４号
京都府城陽市富野西垣内49番地
債務者　初代美代子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－２棟1004号
債務者　川北　奈美
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２３２０号
京都府長岡京市長岡１丁目22番10号
債務者　花木　瑞子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２５３号
広島県竹原市田万里町3319番地
債務者　堀田　康弘
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２６５号
広島県呉市本通５丁目９番10―201号
債務者　水師　　章
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第２５９号
宮城県遠田郡美里町北浦字遠門28番地２
債務者　高橋　美香
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
宮城県栗原市瀬峰藤田18番地
債務者　菅野　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
長野県中野市大字岩船381番地４サンビレッジ山浦105号
債務者　種村　幸江
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３２９号
大阪市住吉区南住吉２丁目３番８号コーポ塚本305号
債務者　田道　幸次
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６７６号
大阪市東住吉区住道矢田３丁目７番１―303号
債務者　縄手いづみ
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７３号
大阪市鶴見区今津北１丁目２番30号　106
債務者　北川　昭子（旧姓中井）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３０号
大阪府門真市大池町25番６号
債務者　加悦　五男
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０３号
大阪市港区池島３丁目10番17号
債務者　片岡　芳雄
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１６６号
大阪府寝屋川市音羽町７番16号
債務者　中村　保江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８０７号
大阪市西成区太子１丁目９番14号　ヴィラ明治201号
債務者　東　　研二
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６０号
大阪府豊能郡能勢町地黄1276番地
債務者　井上　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１６９号
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ41―302号
債務者　時枝八重子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１号
高知県宿毛市小筑紫町内外ノ浦351番地92
債務者　髙橋　千里
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
高知地方裁判所中村支部